定期監査指摘事項

/C/91mm=111141.	`		
監査対象機関名	全対象機関名 人事財政課地域戦略室		
監査実施年月日	平成30年7月13日(金)		
監査の結果		措置の状況	
随意契約の公表について			
・財務規則第 75 条の3において、地方自治		・年度当初に該当する契約の発注見通しを総	
法施行令第 167 条の2第1項第3号によ		務課において取りまとめて公表している	
る随意契約を行う際は、契約の発注見通し		ところです。年度途中において発生した契	
を公表することになっているが、その旨が		約についても随時公表するよう徹底致し	
実施されていない。		ます。	
村制 60 周年記念のぼり作成業務の随意契約			
について			
・起案用紙に記載した契約金額を修正液で		・ご指摘の点について徹底致します。	
修正している。二重線で取消し、訂正印を			
押す等の処理を行うこと。			
広報紙作成業務の	の随意契約について		
・4月当初から業務を行うのであれば、物理		・長期継続契約の締結について検討します。	
的に契約手続きに無理があるので、前年度			
で債務負担行為として計上するか、長期継			
続契約(地方自治法第 234 条の 3)を行っ			
てみてはどうか。			
ホームページ作成管理業務について			
・村にインターネットを利用してホームペ		・平成 30 年度実施予定の住民意識調査(ア	
ージを閲覧できる住民がどの程度いるの		ンケート)を活用して実態調査を行いま	
か、実態を調査してみてはどうか。		す。	

監査対象機関名	施設整備課	
監査実施年月日	平成30年9月14日(金)	
監査の結果		措置の状況
村道堂辻雀坂線路肩補修工事の随意契約に		
ついて		
・平成 28 年度における村道堂辻雀坂線路肩		・変更契約を行う際、先ず設計変更(内容)
補修工事において、設計変更の決裁が取ら		について決裁をとり、契約締結を決裁する
れていない。入札の場合と随意契約の場合		よう業務改善します。(決裁は全体の設計
で事務処理の方法を統一すること。		金額まで)
村道水分延命寺線排水整備工事の随意契約		
について		
・平成 28 年度における村道水分延命寺線排		・村職員と業者間で数量・単価等を確認する
水整備工事において、契約の前に業者が作		ような書類(数量計算表・図面等)を作成
成した見積もりの数量と単価を村が確認		し、根拠とするよう改善に努めます。
した書類が残されていない。		
台風災害復旧関係について		
・平成 29 年度の台風災害復旧関係の書類が		・簿冊内容件名簿等で目録を作成し、整理し
整理されていない。目録を作成する等、適		ます。
切な文書管理に努めること。		

行政監查指摘事項

1 以監宜拍摘事項	
監査対象機関名 人事財政課地域戦略室	
監査実施年月日 平成30年7月13日(金)	
監査の結果	措置の状況
既存建築物耐震診断補助金の交付について	
・平成 27 年度に提出された補助金交付申請	・申請書による記載と受付時の確認を徹底し
書について、申請日の記載が抜けているも	ます。
のが見られた。	
地域公共交通調査事業補助金の交付につい	
て	
・補助金交付要綱第6条第1項に、補助金交	・補助金交付要綱については指摘後の平成
付の条件について4つの条件が定められ	30年8月13日付で改正を行いました。
ているが、交付決定通知の様式に書かれて	
いる交付条件は 10 個となっている。第6	
条第2項により、交付条件を付することは	
可能であるが、その場合は決裁文書にその	
旨を記載すること。	
・決算書に、監査を実施した者の記載が無	・決算書について、地域公共交通協議会会計
く、内訳や領収書の添付がされていない。	の取扱いを検討した結果、平成 30 年度か
	ら地域公共交通事業に関する事業費は全
	て一般会計にて計上することとしました。
・補助金の交付について、概算払いを実施し	・今後は補助金交付規則に基づいた概算払い
ているが、概算払い制度を利用した請求に	制度の運用に努めて参ります。
なっていない。補助金交付規則に基づいた	
事務手続きに努めること。	

監査対象機関名 観光・産業振興課	観光・産業振興課	
監査実施年月日 平成30年7月20日(金)、	27日(金)8月10日(金)、24日(金)	
監査の結果	措置の状況	
青年就農給付金の交付について		
・要綱第 12 条に支給確定の取消しの規定が	・要綱に支給確定取消しの様式を制定致しま	
あるが様式が制定されていない。また、要	す。	
綱内に文言の誤り等があるため整備する	・今後、現地状況を確認した際は、チェック	
こと。	リストに現地確認した写真(役場職員が撮	
・要綱第 10 条に基づき現地状況を確認した	影した写真)を添付します。	
のであれば、確認した書類を作成するこ		
と。		
下赤阪棚田の会補助金の交付について		
・棚田地域保全地区(コミュニティ)協定書	・構成員名簿の修正を行いました。	
について、地区組織の構成員名簿に死亡者		
や転出者の氏名があった。訂正・修正をす		
ること。		
・財産管理台帳が作成されておらず、草刈機	・耐用年数を把握のうえ適正な管理を行うた	
や農作業機材等資産の耐用年数を把握し	め、下赤阪棚田の会に、備品台帳を作成し	
ていない。適切な管理を行うために財産管	て頂きました。今後とも備品の管理を徹底	
理台帳を整備すること。	していくよう指導していきます。	
金剛山の里棚田夢灯り&収穫事業補助金の		
交付について		

交付について

・事業を平成 28 年 11 月 12 日実施し完了し ているが、要綱に規定された提出期限内に 実績報告の提出がなく年度末に近い日に 提出されている。要綱に基づいた期限内に 提出させること。

から起算して20日以内に村長に提出しな ければならない」となっているため、金剛 山の里棚田夢灯り&収穫祭実行委員会に は期限内に提出することを指導し、今年度 実施分についても事業完了後速やかに実 績報告書の提出を求めます。

・要綱には、「補助事業の完了した日の翌日

農業協同組合営農指導補助金の交付につい 7

- ・実績報告に対して補助金確定等の審査結 果が補助事業者へ通知されていない。
- ・着手届を提出させているが、規則・要綱に 規定が無い。一方、規則に規定されている 領収書等の添付が無い。
- ・今後、補助金確定等の審査結果については、 通知書等で必ず補助事業者に通知するこ とを徹底致します。
- ・今後は着手届の提出は求めない。また、規 則・要綱に規定する領収書の添付を求め、 添付がない場合は添付するよう指導を行 います。

農業経営基盤強化資金利子助成金の交付に ついて

・要綱について、村が申請者に助成するため の規定であるのに、村が府から助成を受け る手続きを規定してあったり、様式につい ても府の様式のまま規定している。要綱の 見直しを行うこと。 ・村が助成の手続きする必要がなくなったため、要綱を廃止致します。

環境保全型農業直接支援対策事業補助金の 交付について

- ・要綱について、補助金の交付の時期を規定 する条文が確定通知後又は補助金交付決 定時となっている。補助金交付決定時に交 付するのは概算払いとなるので、概算払い の規定を設けるべき。
- ・様式においても申請者が記入すべきでは ない項目があったり、請求書の様式では規 定のない概算払いに使用する請求様式に なっており条文と合っていない。

・概算払いの規定を設けます。

・条文と整合するよう改正致します。

森林整備地域活動計画作成補助金の交付に ついて

・被害が起こらないよう健全な山づくり・森づくりのため、森林の状態を調査し、それに対して補助金を出しているが、補助事業者からの報告は人件費としか記載されていない。人件費だけでなく資料作成用紙代などの事務費も発生しているのではないか。

- ・補助事業者からの実績報告に人件費として 記載されているが、平成30年9月28日事 業者に確認したところ、森林所有者との契 約書や同意書のやり取りのための郵送料 など事務費も発生しているとのことで、書 類の記載方法について各事業者に指導を 行いました。
- ・平成 29 年度実績報告では「人件費」、「郵送料」といった形で記載されており、今後は補助対象経費について、補助事業者に十分に説明していきます。

村観光協会補助金の交付について

- ・観光協会補助金に関する書類が整理されていない。村で保管する書類と観光協会の事務局として保管する書類は分けて整理し、年度、使途別で保管すること。また、観光協会で作成する書類に村の起案用紙が使われている。
- ・平成27年度、平成28年度において、観光 協会からの実績報告書が提出されていな
- ・村で保管する書類と観光協会事務局として 保管する書類の整理は本年度書類につい ては整理を行いました。過年度書類につい ては整理を順次してまいります。また、観 光協会で作成する書類は本年度から全て 観光協会の起案用紙で決裁を行っており ます。
- ・平成27年度及び平成28年度の観光協会実

- い。補助金交付規則に基づいた事務手続きに努めること。
- ・南河内の観光事業として、そば収穫祭のイベントを実施しているが、イベントの開催を知らない村民が多いように思われる。村として広報紙に掲載する等の周知を行ってみてはどうか。また観光協会にはもう少し広報活動に力を入れるように依頼してみてはどうか。

道の駅管理運営助成金の交付について

・交付申請書は提出されているが、実績報告 書が提出されていない。補助金交付規則に 基づいた事務手続きに努めること。

金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業 交付金の交付について

- ・補助事業者から交付決定額 54,200,000 円の概算払請求書が提出され、交付決定金額の全額が支出されている。概算払いを審査する上で経費の支出時期を確認する必要があるが、その資料がなく、概算払いの必要性及び資金需要の時期の確認ができていない。結果として、補助事業者に概算払いした交付金の約9割の金額が約8ヶ月間使用されずに残っている。概算払いは支出の例外適用であるので、規則及び要綱に基づき、概算払いの必要性や金額の根拠を確認する等、十分な審査ができるよう検討されたい。
- ・補助事業者から提出されている平成 28 年度の実績報告書に、支出した経費に係る領収書、納品書及び納品された現物を確認した検収者の氏名の記された書類の提出のないものがある。また、工事関係については、補助事業者の完了検査書及び職員が立会いした報告書の作成がなされていない等、書類審査において債務の確認審査が不十分である。

- 績報告書については、観光協会に提出する よう指示いたします。
- ・奥河内事業として実施している「そば収穫祭等」各種イベントについては、広報紙や村ホームページで周知を図ってまいります。なお、観光協会としてイベントにおける広報活動については、SNS等を活用し観光客増加に向けた取組がなされるよう、依頼いたします。
- ・実績報告書については、本業務受託者の千 早赤阪楠公史跡保存会に提出するよう指 示いたします。
- ・今後に各種補助金の概算払いを行う際は、 その概算払いの必要性や金額の根拠を確 認するといった審査を行います。

・提出がない書類については、精査し、団体 に改めて提出を求めます。また、工事関係 の補助事業者の完了検査書及び職員が立 会した報告書の作成については、当時の職 員から事情を聞き、報告書の作成を行いま す。

随時監査助言事項

監査対象機関名 施設	整備課	
監査実施年月日 平成	30年9月20日(金)	
監査の結果		措置の状況

随時監査助言事項

- ・平成 18 年以降料金改正をしておらず、も し基準内繰出しに抑えた際にいくらの料 金改正を行えば採算が取れるのかという 試算がなされていない。合併浄化槽と公共 下水道の整備の費用を比較し、費用対効果 を考えながら料金を検討してみてはどう か。
- ・今後の収支計画において、基礎になっているデータとの結びつきが見えないため、今後の数値の変更に伴うデータの改正が困難になる。今後の変化を把握できるデータにしたほうが良いのではないか。
- ・ストックマネジメント実施方針に管の更新 による不明水への対策を盛り込んでみて はどうか。

上記助言を参考に再度資料を作成された 後、監査を行う。

- ・今年度中に事業の見直しについて、課内で 検討を予定しています。また、来年度「下 水道経営戦略」策定に向けた資料の整理な ども行う予定にしています。
- ・来年度、南河内4市町村下水道事務広域化 協議会において、ストックマネジメント計 画の策定を予定しています。また、本年度 不明水調査の実施を検討しています。